

第五十一回国 参議院 大蔵委員会 會議録第二十四号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日) 午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 徳永 正利君  
理事 青柳 秀夫君  
日高 広為君  
藤田 正明君  
柴谷 要君  
中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君  
植木 光教君  
大竹平八郎君  
大谷 賢雄君  
栗原 祐幸君  
木暮武太夫君  
西郷吉之助君  
西田 信一君  
木村禧八郎君  
田中寿美子君  
戸田 菊雄君  
成瀬 幡治君  
野澤 勝君  
北條 浩君  
瓜生 清君  
須藤 五郎君  
小林 章君  
福田 越夫君  
大蔵 大臣  
大蔵 政務次官  
大蔵省主計局次長  
竹中 恒夫君  
鳩山威一郎君

事務局側

大蔵省証券局長 加治木俊道君  
大蔵省銀行局長 佐竹 浩君  
常任委員会専門員 坂入長太郎君  
法務省民事局第四課長 味村 治君

説明員

四課長 味村 治君

本日の会議に付した案件

○公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

それでは、公認会計士法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。  
○野澤勝君 すわって失礼ですが、数字上のことが出ますから、すわってこのままで質問いたします。

公認会計士法の改正案に対しましては、大体了承ができません。前の国会におきまして、たびたび私は申し上げておいたのでございますが、いまのままですと、粉飾決算といふものがあり得るし、また、御承知のごとく、山陽特殊鋼の問題であるとか、あるいは山一証券の問題であるとか、各方面で粉飾決算の問題が起きて、大蔵当局としてしましては、この情勢に対処するためにここに改正案が出されたと思ふのであります。そもそも証券取引法の有価証券届出制による企業の財務処理について公認会計士が的確な監査証明をなし、これにより投資家に対して正しい判断の資料を提

供して投資家を保護しようとする、この点に重点を置きまして、改正案を出されたと思ふのでございますけれども、これで粉飾決算が完全に解決するといふふうに考えられて出されたのであります。か、まだまだこういう点には手を入れたが現在の段階ではこの程度の改正案でよいだろうという判断のもとに出されたのですか、その点をまず当局からお伺いしておきたいと思ひます。

なお、ここで申し上げておきますが、あなたが公認会計士協会長並びに経団連の石坂君ですかを呼んで、今回の改正案に対する協力を求められたというが、どういふ点を求められたのでありますか、あわせてこの際証券局長からお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(加治木俊道君) この粉飾経理が完全に一掃できるかどうかという問題は、単にまあ制度面だけの手当てではたしてそれが実効が得られるかどうか。まあ制度面においては、できるだけそういう意図をもつて十分な、少なくともこの段階ではこの程度のことはいたいというところで御審議願つておられるわけでございますけれども、やはり何と云へども経営者自身の自覚といふものが先行しなければ、いかなる制度ができました、現実の姿といふものは完全に改善されるということとは期待できないと思ふのであります。経営者は株主に対する責任上、かりに何らのそういう制度がなくても、当然自己の経営している会社の内容といふものを、少なくともリスクキャピタルとして資本を提供してもらつておられる投資家には当然明らかにするべきだと思ふのであります。幸いにして

といふ事実は一掃されているかどうかという、

十分確信をもつてお答えすることができないのはたいへん残念でありますけれども、まあ大蔵省といつても、限られたスタッフでありますけれども、重点的な審査ということに行政の方向を指向いたしました。単純な手続的なもの、まあ字句の問題等はほとんど不問に付する、実質的な内容の審査、しかも、われわれは情報あるいは公表された資料を手がかりに、それを端緒にやつていくわけでありまして、何がしかの効果は得られつつあるのではないかと思ふのであります。そういう意味で、われわれは粉飾が一掃されることを期待しておりますが、はたして今度の公認会計士法の改正案でただちにこの点が一掃されるかどうかは必ずしも自信がありません。全体の環境がそういう方向に向かうということと相まって、そういうことを期待はいたしております。

それから、先般、公認会計士協会、あるいは経団連当局のほうに申し入れましたのは、これまでいろいろこの粉飾の一掃といふこと、あるいは会社経理の適正化といふことでわれわれもやつてまいつたのでありますけれども、会社自身の責任の所在を明らかにするためには、従来のように内容によつては一期程度は暫予して、粉飾を処理するといふことに重点を置いた弾力的な運営をやつてまいつたのであります。今後は、かなり会社の方の自覚も高まりましたので、あくまで会社及びこれの監査を担当する公認会計士の責任において事を処理してもらい、もしも万が一にも不当な処理があつた場合は、今後は法によつて処置するつもりである、そういう趣旨のことを公認会計士及び商取法上の監査対象となります法人の關係者に十分徹底していただきたいという趣旨の要請をいたしましたのであります。

○野澤勝君 私はいさういふことを前段においてお

伺いしておきたい。というのは、証券法に基づいてきた公認会計士制度ですから、ここでちょっと証券法に關して聞いておきたい。その証券法にはまだ多くの疑問や問題点があるわけですね。私が言うまでもなく、新局長は御承知だと思つておられるが、先般四十二年四月二十五日の財経詳報に見ると、あなたのほうの専門調査官宮内通雄君のペイカイに対する小論というものが出ておられますね。それを散見したんですが、そればかりでなく、多くの新聞や雑誌にも出ておられますが、このペイカイ問題、あるいはこの証券法等が、まだ未解決ですね。環境・条件の一つとしての証券市場の問題は非常に複雑ですね。ですから、この複雑な事情がまだ解明されておられないのに、特に公認会計士制度だけを取り上げて、粉飾決算の問題解決はなかなか容易でないと思つておられます。ですから、それらも十分考へた上にこういう改正案を出したのか、またそれらもあらかじめ予見して出したのか、あるいは予見しておらなかったのか、その間の事情をひとつ御説明願ひたいと思つておられる。

○政府委員(加治木俊道君) 御質問の趣旨を若干取り違へておつたかと思つておりますが、私は現在の段階での制度面の改正というのは公認会計士法の問題に限定して申し上げたわけでありまして、おっしゃるとおり、資本市場の健全な発展ということとは、当然、発行企業である企業の経理の適正ということ、内容の公開、それから公認会計士の厳正な監査ということは一つの重要な条件であります。資本市場全体の健全な発展ということとは、これだけでは決して十分であるとは思つておりません。したがって、流通市場における取引の公正さ、いま御指摘のありましたペイカイ等を含めて、ぜひともこれはできるだけ早い機会にわれわれとしても公正な結論を得たい。なお、証券法上、公認会計士業務、あるいは会社の届け出、あるいは報告手続、あるいはこれに対する処理のしかたについては、なお検討の余地があると思つておられます。その面についても、なお十分できるだけ近いうちに結論を得て、もし法律改正を必要とする場合には、ぜひ

とも御審議願ひたい、かように考へておられます。○野溝勝君 局長の答弁から見て、当局としても深刻に考へておられるようでございますから、私はこれ以上この問題に關しては質問をいたしません。が、こういういま申し上つたようなことを真剣に考へていかないと、公認会計士法を改正しただけでは、肝心なところには手が届かぬと思つておられます。先ほど前段におきまして、企業家、事業者、実業界の反省も必要だということも局長から言われましたが、それとやらはらの問題になつておられますから、こういう点は十分御留意を願ひたい。私としては近い機会に証券法の第二次改正を必要だと思つておられます。ただいまの局長の見解によりまして、大臣も同じ見解を持つておられるならば、この問題については、それで一応やめたいと思つておられます。大臣の所見をこの際ひとつ聞いておきたい。○国務大臣(福田赳夫君) ただいま証券局長から野溝先生にお答えした要旨を伺つたのですが、私も同様に考へておられます。適正をあらゆる手段によつて期する、こういう方向でやつていきたい、かように思つておられます。

○木村謙八郎君 ちよつと関連して。實際問題として、この不当経理が出てまいりました原因については、証券取引所の第二部の上場の問題に非常に関連があると思つておられます。それは証券局長、よく御存じじゃないかと思つておられます。たとえば山一にしまして、あの第二部の上場について非常に無理したわけですね。それが山一の倒産に連がかり、それがまた一番大きな原因で、御調査になればわかります。大蔵省から資料をいただきましたが、結局あの第二部の上場について山一が非常に無理をした、そこに一つ問題があるわけですね。また、これは政府の中小企業育成の政策として、この自由段階に入つて見込みのある中小企業については増資をさして、そして第二部に上場させて、そしてそれを育成するという方針をとつたのです。しかし、これに非常に無理があつたと思つておられます。この不当経理の問題をだんだん検討してまいりますと、その他いろいろ

原因はありますけれども、一番大きな原因は、第二部の上場の問題と非常に関連があるのです。無理して第二部に上場する、そういうことをやつたと思つておられます。山一がまたその中心になつてこれをやつたので、それで山一に非常に無理が来ておられる。その他に山一に不当経理はたくさんあります。それはばかりでなく、山一の経理を私は見まして、内容を見て驚いたのですが、あんな乱脈な経理をしていらっしゃるのではありません。その中で一番山一に打撃を与えたのは、第二部の上場と関連しての問題です。そういう点を十分に検討しなせんと、ですから、今後第二部の上場の問題と関連して、ことに第二部上場会社に非常に問題があると思つておられます。無理があるのじゃないかと思つておられます。そういう点についてはやはりもっと現実に即した検討をする必要があるのじゃないかと思つておられます。こういう法制的な整備もさることながら、これだけではとても直るものじゃないと思つておられます。その点について、一点だけ関連質問です。から伺つておきたいと思つておられます。今後どういうふうにするか、その点について具体的に措置されるか。

○政府委員(加治木俊道君) まあ具体的な証券会社の内容については、ひとつごかんべん願ひたいと思つておられます。第二部問題がいろいろの意味で問題があつたことは否定できないと思つておられます。ただ、中小企業に対しても、できるだけ広く国民からの資本参加の機会を与えるという意味で、比較的小さい資本の会社でも取引所に上場の道を与えようというのがあるの制度の趣旨でございます。したがって、この辺はなかなかむずかしいところでありまして、投資家サイドに重点を置きますと、できるだけ水準の高いものに限定すべきじゃないかというところになります。一方、企業サイドの資本調達をできるだけ開放すべきじゃないかという観点に立ちますと、これは小さい資本、小さい企業であっても、限度はあるにしても、そういう制度を利用させるべきじゃないかということ、むしろいま申し上げましたような観点から、第二部上場制度は一応

現在のようになつておられます。しかし、この上場基準をいまここで改めるかどうかということ、いま申し上げましたような両方の観点がございますので、十分慎重に検討して定めなくてはなりません。しかし、問題があるということはわれわれは十分承知いたしておられますので、できるだけ御趣旨の線に沿つて検討してみたいと思つておられます。しかし、いかに上場基準を改正いたしましても、いまだ問題は黒字であれということも言つておられます。これは黒字であれということも言つておられます。かりに赤字があれば、赤字であるということの実態を明らかにした上で、投資家の判断によつて資本を提供してもらつて、こういうことでもあります。あの当時、非常に先行き、ことに中小企業の場合は大きな利益が期待できるような業態の場合があるわけがあります。その辺の判断を間違つたというふうな面もあるかと思つておられます。いすれにしても、会社経理の公正、これを公開するという面においては、小なりといへども当然徹底さしていかなければならない、かように考へておられます。

○野溝勝君 大臣にひとつ伺ひたいと思つておられます。この改正案は前進という意味においてわれわれは了承しておるのでございますが、大臣は粉飾決算問題については非常に心配されておられます。重なる警告を出したことも聞いておられます。また、部下にそれぞれ督促をされていることも聞いておられます。私にはあなたの方の自民党内閣は何か一貫しておらぬような気がするんですね。大体粉飾決算の問題は、公認会計士制度上の欠陥を埋めて、それだけで済むものではない。この点は、先ほど局長も総合的に答弁をされたのでございまして、しかし、私は大臣に聞いておきたいのは、これは池田さんにも責任があるんですね、実際は。この際あまりそういうことは言いたくないだけども、高度経済成長でどんどんやつて、いまの木村さんのお話じゃないけれども、第二部市場までも設けさせて、何というか、先の見通しは、経

済のことはおれにまかしておけなんといつて胸をばんとたたいて、まかしたところが……。ところで、池田さんも自民党の総裁だった。いまの佐藤さんも総裁だ。自民党の政策の失敗ということだが、それを今日ここであまり言うらと大臣として答弁にいろいろ困るから、私は言わぬが、昔ながら、内閣はやめちやつたな、責任内閣としては。しかし、そんなことをここで言ってみても始まらぬから、私は言わぬが、しかし、こゝろの点は、大臣、真剣に考えたほうがよいと思う。だから、前にやってみた高度経済成長政策の失敗は、強く政策の中に反省されて出てこなければならぬと思ふのです。ところが、その反省のしかたが部分的なんだ。それでは、根本的に目的としておるところの投資家擁護であるとか企業の健全財政とかいうようなことは、ことばのようにはいかないと思ふのです。

そこで、大臣にお聞きしたいのは、今回の公認会計士法の改正法によって、いまの資本主義経済における企業の粉飾決算という問題が解決するかどうかということなんだ。実業界、会社、そゝろの公認会計士制度改正と見合つて反省ある態度、経営を示さなければならぬ。そこで、きょうは時間の関係もありますから、あまり申しませんが、たとえは山一証券の再建の動きを見ると、あれは富士とか三菱とか関係銀行が、結局のところよけいに負担を背負い込むというような点もあるのだね。大きな社会経済問題として、最後までたたるわけだ。こゝろの点から見ると、もの根本的な解決はともこの公認会計士制度の手直しだけではなかなか困難だと思ふのです。だから、これはやはり事業家が反省をほんとうにしなければならぬが、その点を先ほど証券局長に聞いたのですが、証券局長は先般、経団連の会長や会計士協会の会長に嚴重な通達をした、それはいいことではあります、大臣、その通達の中身はよく御存じだと思ふが、あなた自身どういふふうにか考へておられるか。実業界、財界です、その方面に対する見解をひとつお聞きしておきたい。こ

こでそれを表明しておいたければ、この公認会計士法の改正法の実施についても非常に、何と云いますか、なめらかにいくと思ふのですがね。○国務大臣(福田赳夫) まことにこもつともな御意見と思ふ。私は、会計士法の改正にとどまらない、あらゆる角度から企業家があなたのおっしゃられるように反省していただきたい、かように存ずる次第であります。まあ、幾ら施策が行なわれなくても、企業家の受け入れ態勢というものがある限り、これは実効をあげることはとうてい不可能である、私はそゝろいふふうに思ひまして、きのうも実は経団連の総会がありまして、私にもあいさつをせよ、こゝろのことでありましたので、そゝろいふ趣旨のことをお願い申し上げたわけですが、財界でもそゝろいふ気分が相当出てきておるわけであり、それがただ単に気分といふだけではいけない、やはり実のあるものにならなければならぬ、こゝろいふふう存じまして、私としてはしつこくこれを財界に要請し、お願いをいたしておる、こゝろいふこととございませぬ。御趣旨の方向で今後もでき得る限りの努力をしていきたい、かように考へております。

○野溝勝君 非常に大臣の決意はけつこうなんです、その決意を実行に移すことは、あなたの方の立場としてはなかなか容易でないと思ふので、日本の財界、事業家はあの朝鮮動乱以来非常な利益を受けたのでありますが、いわばそれを野放しにしてまいったのが今日の不況を招いているとも云えるのですから、今度それに対して規制するといふ、あるいは経営について嚴重な警告をするといふようなことになると、気分としては相当の抵抗があると思ふのです。しかし、それをひとつやり切るのが、やはり福田さんの任務だと思ふ。それは結局、私は財界だつてまじめな人はいないと思ふのですよ。不健全なやり方や思惑をあまりやろうとする人には、まことに都合が悪いと思ふ。しかし、そゝろいふことじや今後国際経済の上でもやつていけるものではない。ですから、そゝろいふ点はひとつ大臣から、十分腹をきめて、まあ警告なり、忠告なり、反省なりをせよというように努力をされることかと思ふのです。次に、私がお聞きしたいと思ふのは、大臣、どうですか、今度の改正案については憲法上少し疑義があると思ふのですが、たとえば職業に対しては選択の自由、言論あるいは表現、結社、思想、宗教等に対しては自由だ、憲法上は。ところが、これを見るという、今度の法案の中には強制加入になっておられますが、その点は一体どういふふう解釈されたのですか、憲法上の疑義について。これは大臣からひとつ答弁を願いたい。

○国務大臣(福田赳夫) まあ、いま憲法論を伺うのは初めてなものでありますが、つまりこゝろいふことは間々あることなで、その間々あることがなぜ許されるかという、憲法論をいたしましては、公共の福祉、こゝろいふこととあります。経済界の秩序を維持し、経済界の運営を誤らぬ、また大衆の利益も保全する、これはまさに私は憲法のいう公共の利益というものに合致する、そゝろいふことを考へるわけでありませぬ。憲法に抵触するといふふうには考へておりませぬ。

○野溝勝君 証券局長、あなたは実際に事務に当たられるのだから、あなた自身どういふ解釈を持っているか、ひとつ聞いておきたい。

○政府委員(加治木俊道君) 強制加入の点は、そゝろいふ意味では法制局においても十分審議していただいたのでありますが、他に先例もありませんし、ただいま大臣から答弁いたしましたように、公共の福祉という範囲の、かなり公共性の高い、一般投資家の保護といふことは、新しい戦後の経済の運営においてはきわめて重要な課題であると思ふのでありますが、そゝろいふ意味で憲法上抵触しないといふ判断のもとに法案を作成いたしましたわけでありませぬ。

○野溝勝君 では、その点についてはこれでとどめ、次に移ります。

おもに事務当局のほうからお答を願いたいと思ふのですが、公認会計士制度に關しましては、私は、近代国家を形成する上におきましては、これは資本主義の社会であらうと社会主義の社会であらうと、こゝろした機関は絶対的に必要だと思つておられます。昔のように大福帳的なやり方は許されぬこととございませぬ。当然だと思ふのでございませぬが、私は本委員会に會計士に關する法案が出るたびに質疑をしておるのでございませぬが、だんだんと改まつてきたわけとございませぬが、大体こゝろいふ複雑多岐になってまいりますが、公認会計士制度といふものは証取法に基づいた會計士制度といふだけでいいでしょうか。これはきょうの問題でなくとも、私は真剣に考へなげやならぬと思ふ。たまたま長年主張してきたことが衆議院において附帯決議となつてあらわれておりますし、また本委員会においても相当問題になると思ふのでございませぬが、一億円以上の会社に対する監査報告が必要だといふようなことでは、これは日本の経済事情からいまして、これだけでははるかに足りないのです。たとえば、最近におきまして学校法人の問題があり、あるいは市町村の問題があり、あるいは農協等、いふならば公共性の高い財務にはいろいろ問題があり、山積してあります。そゝろいふ問題に対して政府は、どの主管か知りませぬけれども、これらの問題は農林省にも関係があり、あるいは文部省にも関係がありますけれども、一応一貫せる監査制度を確立することが必要だといふことを私は申し上げたのですが、今回はそゝろいふ点に觸れておりませぬけれども、先ほどあなたがいふ問題やこゝろの問題についても総合的に検討をするといふことを言われませぬけれども、この点に關しましては長い間私は力説してきた。よりやく附帯決議としてここに出ることになりませぬけれども、こゝろいふ点に対しては、ちやうど大臣がおられる際に、ひとつこの証券局長からその見解をお聞きしておきたいと思ふのです。

○政府委員(加治木俊道君) 大蔵省の所管事項といたしましては、この資本市場の健全な発展といふ一環で、この問題がわれわれの所管になつておるわけでありませぬ。一般投資家の保護、不特定多数からかなり大量の資金を集める場合、会社の経

理内容というものを明らかにすべきじゃないか、そのためには公認会計士の厳正な監査を受けるべきではないか、そういう意味の公共の利益を守るためにこういう制度を今回強化しようと考えておるわけでありませうけれども、先生の御指摘の点、さらにこの別個の公共的——単に投資家保全という観点からでなく、一般的な公共的な関心を当然に強く持たれるべき、そういう何といひますか、法人といひますか、そういうものについても監査の厳正というのを期するためには公認会計士の会計監査を受くべきではないかといふことでございませう、この点は大蔵省でその政策自体をきめる立場にございませう、私限りで答弁できないのでありますが、公認会計士は何も証取法の監査しかできないという能力を持っているものではございませう、そういう意味から考えますと、できるだけそういう利益の確保、われわれと違つた観点の公共の利益であります、せつかく公認会計士という制度があるのでございませうから、できるだけそういう場合にも公認会計士というものの制度を活用してもらいたい。この点ははつきりわれわれは申し上げることができません。

○野溝勝君 いや、活用するということにもいろいろと意味があるのでございませう、私の言ひのは、この制度は証取法とららはらの問題で出てくる法律案、資本市場の育成といふことで、それはわかっております。しかし、いま申したように、公共性の強い諸団体があるわけですよ。それが非常な問題を起こしているわけですね、今日まで。しかし、その内容を見ると、みな自己満なんですね、会計監査が。それで、こういう一つの厳重な規制のもとにできているこの公認会計士制度というものを、範囲を広めて、もっと国家がこの制度をそらした方面に適用するように考えたことがあるか、また考えておるかというのを聞いたのです。また、将来考えていかなければならぬ問題だと思ひますが、この問題は私は長年叫び続けてきたのですが、それが今回ようやく、衆議院においても附帯決議がついておりますが、当然なことだと思

ひのです。これに對する主務官庁であるとか、主管庁の権限であるとかないとかいふことではなくて、財政金融はあなたのほうが中心なんですからね、こういう点を国全体の将来から考えてどうにかしなければならぬといふ考えを持っておるか、その点を、あなたから答弁できないならば、大臣が幸いするのでございませうから、私は希望と努力の方向をあなたたちからお聞きすれば、いいですよ。

○国務大臣(福田赳夫君) 野溝先生のお話、御趣旨は私もよく考えているのです。いまよく問題になりますのは、学校法人を一体どうするのだ、こういうことがいわれる。これは先生のお話のよきな御趣旨で、前向きに検討しようと思つております。それから、金融機関は一体どうするのだという議論があります。これは大蔵省に相当整備された検査機能があります。これは公認会計士よりおそらく徹底した調査をいたしておるわけでありませう。ここまで及ぼすのは一体どうだろうか、これは二重行為になりはしないか、そんなような感じを持っていきます。しかし、この公認会計士の制度の考え方が、これはできるだけ多数のものにその機能を及ぼして、そして公共の福祉を守るということにしなければならぬので、なお先生の御趣旨のようなことで具体的には当たつてみる、かような考え方をあります。

○野溝勝君 私がかういふことを聞くのは、必ずそらう時代が、おそかれ早かれ来なければならぬと思つておるからです。特に法人格を備えた公認会計士法改正法案が出たのですから、やはりそれをつくつた以上は、当局としてはその制度を有効に活用しなければならぬと思つておるのです。ですから、そういうことを私は言うのですが、ただいま大臣が前向き姿勢で至急に検討しようといふことでございませうから、私は大臣を信頼いたしまして、特に希望をし、お願いをいたしておくものであります。

次に、こまかい問題でございませう、今回の會計士法改正法案の中で問題になるのは、審査会の

答申関係資料を見ますと、公認会計士の証取監査の担当会社別状況を見たのですが、十社以上の担当者が四十二名ある。この責任者の監査実態には、私は大きな疑問を持っておるのです。大蔵省の別の資料、公認会計士の証取法監査の実施状況によると、一会社当たり証取法監査の監査責任担当者数は一・四人、同延べ日数は二十六・三日になつていますが、これは間違いありませんか。

○政府委員(加治木俊道君) 大体そういうことになつております。

○野溝勝君 したがつて、十社以上の担当者の証取監査について、その適否に關しまして私は大きな疑問を持つのです。特に二十社あるいは四十社となると、中には人為的に全く不可能なものがあろうと思ひざるを得ない。こういう点に關しまして深く検討をされておつたのでございませうか。

○政府委員(加治木俊道君) 監査の実態といひませう、監査体制といふものを充実強化しなければならぬ、その意味で、現実に日本で行なわれている平均的な監査の程度といふものを、はたしてそれで十分と考えているのかどうかといふことは、必ずしもわれわれはこれで十分だといふ感じは持つておりませう。ただ、個々の公認会計士、これは監査責任者といひませう、主任となりませう、公認会計士のほかに、監査補助者を使い、特に多数の会社を手がけているという公認会計士は、そういう場合が多いのであります。したがうして、そのスタッフ全体の能力でこなす場合もありませんので、担当会社数が多いから監査内容が薄弱になるといふことは、一がいには言えないと思ひます。

一・二人、補助者が二・二人、監査延べ日数は、責任者が百五十七日、補助者の延べ日数が二百五十九日、この会社平均監査延べ日数は、責任者で三十一・四日、補助者が五十一・八日、次に一会社一人平均の監査日数は、責任者が二十六・二日、補助者が二十三・五日となつております。これについて若いまじめな中堅的な公認会計士の方々からいろいろ意見を聞いてみました。そうすると、五百億円以上の会社の監査をきちんとやるには一千日もかかるのではないか、ほんとうの監査をやらうとすれば、こんな日数ではできないだろうといふのです。ところが、大蔵省の数字資料では、何と一社平均監査の延べ日数は、責任者と補助者を合わせまして八十三日です。これは中堅的なまじめな会計士の人々から聞くと、とても奇術師でもなければできないと言つておるのです。この問題はいろいろものでしょう、ひとつ。

○政府委員(加治木俊道君) 数字の上から見ました限りにおいては、私も全くそういう感じを持っております。これはしかし、全体をサムアップしておりませうから、全体を集計してやつておるから、あるいは個々の会社の中には十分な監査をしていくところがあるのではないかと思つておるのですが、しかし逆に、この全体の平均がそういうことで、ある特定の会社にたとへば千日以上の監査日数をかけているといふことになりませうと、非常に監査の十分行なわれていない会社があると、いふことになるかと思つておるのです。まあ監査といふものがどの程度のエネルギーといふか、努力を使うものであるか、またどの程度の努力なりエネルギーを使ふか、またどの程度の努力なりエネルギーを使ふか、責任ある監査ができるものか、会社の内容、業務内容等によつてもいろいろ差があると思ひます。十分われわれのほらもそういう問題についても検討いたしました、これはあくまでこの当事者同士の契約ベースで、また当事者同士の責任において処理されておるわけでありませうから、この会社は何日以上やらなければならぬといふことを一律にこちから規制することはなかなかむずかしいと思ひますが、今度公認会計士

四

協会も特殊法人化されず、また公認会計士の地位も、監査法人あるいは公認会計士協会の特殊法人化によって体系的に上がっていくと思ふのであります。そうすれば、公認会計士が責任ある監査をするために必要な日数は、会社に対してかなり強い立場で臨むことができるようなことも期待できるのではないかと思ふのであります。いずれにしても、この数字の上から、私も先生と全く同じような感じを持っております。

○野澤勝君 局長は今後非常に期待しておられるのでございますが、私はいろいろ点を非常に心配しております。たとえば、法人格を今度保持つ。その場合—前の公認会計士協会の方々が悪いとか間違つておるとか、私はどう言うものではありませぬけれども、前の公認会計士協会に在る執行部の方々でも、ただいま申したような大きな会社を幾つもやっておられるのです。そういう方々はやっぱり今まで奇術的操作でやってたわけなんです。そういう点について反省をされたのか。そういう反省がなくてこれを是認したというか賛成したということになると、私はふに落ちないのです。と申すのは、いまの協会の三役、常任理事の証取監査の実施状況で見ると、証取監査の相当会社数は、最高が十七社、最低が二社です。その平均が三・二社です。この十七社担当などについては、いままでもルーズな監査をやってきたのではないかと疑いを持たざるを得ないのでございますが、とにかく奇術的操作が今後特殊法人となった場合に実際にあつてはいけない。この点どうでしょう。

○政府委員(加治木俊道君) まあ監査体制の充実強化という意味で、先般、監査実施規則、監査報告準則等を改めまして、これからはたとえは関連会社がある場合にはその会社に直接行って調べると、それからたなおし資産等は必ず現実に立ち会い、あるいは重要な債権債務関係は相手方についても確認すると、こういった体制強化をいまはかつてあります。したがって、今後は新しいこの準則に従つた監査をするためには、従来以

上の日数をかけざるを得ないようなことになると思ふますが、これはもちろんその会社自身の経理なりあるいは会社自身の監査体制がどういふふうになっているかというふうなことで、まあそれをどの程度信頼するかというふうなことで、具体的には一がいには言えませぬけれども、当然、全般としては、監査体制の充実強化に従ひまして監査日数等も延ばさざるを得ない、当然またそういう方向にいくであろうということも期待いたしてあります。先ほど申し上げましたように、ややもすると公認会計士側の立場が必ずしも買かれぬ、相対的な地位の関係です。この辺が今度の法改正によってかなり改善される。そういう意味で、公認会計士としても責任ある監査をするために、その点について十分自己の主張を通しながら、監査日数等もふやして適正な監査を行なう、こういうことになるのではないかと考えております。

○野澤勝君 私は、先ほど証取監査の実施状況の一部申したのでございますが、いま局長の言われたのは非常に筋の通つたお話でございますが、実際問題として私は先ほどの数字を示したのですが、ね、なお、協会のほうを調べてみますと、会長が七社持つていて、でかいのを七社、それから、副会長が四社、常務理事で七社というのがある。法改正後は、実際に協会の仕事も相当になりましよう。要するに、いろいろと書類の関係や各会計事務所から来るのいろいろ点検といふことが好ましいものではない。まあこれはこれとして、先ほど申したとおり、五百億以上の会社の一社の監査日数が一千日かかるという想定からいふと、補助者を幾ら入れましても、なかなかできるものではないと思ふのですが、まあこういう点から先ほどの質問をしたのですが、そういう点はどうなんですか。私はむしろこの際特殊法人にして、仕事を有機的、円滑に運ばせるには、もっとかゆいところに手の届いた注意が必要ではないかと思ふのですが、あとどうもよくいかなかつた、失敗だつた、また反省をして、また法律改正案だ

というふうなことではどうかと思ふのですが、実際に数字の上でできないこととわかつておるのですから、さういふ点は改められなければならぬ。この公認会計士法は国際的にも見劣りしない、パートナーシップをとっているアメリカなどにも負けないような意味で、日本の特殊性を生かしてつくつたのですから、その御苦労を私は感謝します。しかし、その御苦労に報いることの裏づけがなければならぬと思ふのです。さういふ点において非常に私はしろうとながら心配してござりますが、それはどうなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 全く同感でございます。できるだけ御趣旨の方向に沿つて努力したいと思ふ。大蔵省には監査会社の届け出書、報告書等が参りますので、その審査等を通じて間接的に誘導することもできましようが、やはり受け入れ側である被監査会社がいざらに監査報酬を十分な監査報酬とは必ずしも私は思つておりませぬけれども、日数がかかるのとよい費用がかかるわけ。さういふ点からこれをきらうというふうなことがあるいはあるかもしれませぬ。この辺も十分協力したいと思います。当然のことでありませぬけれども、理解してもらつて、それから、公認会計士のほうも責任ある審査ができるためには良心を持つて必要な日数は取るというふうな、あるいは必要な補助者等を使う、そしてそれをあくまで被監査側である会社に主張できる、これを協会としてはバックアップしてやる、こういったようなことで御趣旨の方向に沿つていくことはできるのではないと思ふ。

○野澤勝君 そこで、さつき局長にお伺いしましたとおり、あなたが法律改正にあつた協会の長及び経団連会長に警告といふまじょうか、示達した中に、さういふ趣旨がどの程度まで話されたか、さういふようなことも私は心配ですからね。たとへば公認会計士がさう思ひましたも、受け入れ側のほうでいろいろとまたあれが、いまの財政関係もありますし、まあ好き好きがあるか

ら、好き好きがあるということは、やっぱりどこか疑問と不信を持たれるのだが。さういふことが明るみで、ガラス張りであるということになれば、私は大蔵省あたりが相当の制度を生かすために、具体的に言いますと、会社側にも、前の人でなくちゃんねらぬということもないし、またこんなことをやって粉飾決算でも起こしたらいかぬから、人をこれぐらいにしろ。それからまた、公認会計士協会のほうにはたとへば、たくさん担当会社を持つておる人に対しては、実際においてできないことを無理しておるといふと、またそこから問題が起つてくるから、これを適正に配分といひましようか、これぐらいにしてはどうかといひましようか、せつかく公認会計士法の改正法を出して粉飾決算を押しやうといふときでござりますから、あなた方はさういふことについて配慮するかどうかということをお聞きし、また、配慮がなければ、配慮をしてしるべきものではないかと思ふのです。これは当局の身になって私は質問しておるのでございますが、この点はどうでござりますか。

○政府委員(加治木俊道君) 全く同様に考えております。ただ、これはあくまでたてまは監査会社と公認会計士の契約ベースの問題でござりますから、われわれのほうで権力をもつて介入できる筋合いのものじゃないと思ふ。しかし、現実にはせつかくの制度ができておるにもかかわらず適正な監査が行なわれないということがあつては、これは何ら意味をなさないわけでありませぬ。十分御趣旨のような配慮はいたしてまいりたい。できること—まあできないこともござりますけれども、微妙な問題もあるのでござりますが、たとへば、今度公認会計士協会の特殊法人化しますと、かりに適正な監査をしようと思つたがために会社側とトラブルが起きるといふことがある場合には、協会でその問題を取り上げてもらうというふうなことにしております。協会としては全員加入でござりますから、その処理いかんによつては、会社側もいままでのようには無理無体な要求はできなく

なるということも期待できるのではないかと思っております。

○野澤勝君 時間がもうありませんので、深い質問はいたしません。最後に一つ私はお伺いしておきたいと思つて、公認会計士に対しては強い規制があることになっておりますが、先ほどから申し上げましたとおり、公認会計士だけ規制をしてあげたから、会社のほうでも十分その点は考へてもらいたいということを、これは当局として言うことは絶対必要ですね。お互いがやはり間違ひを起さぬようにしてやっていくべきですから、そこら辺はひとつ配慮してもらつていくことにして……。

それから、これは本改正案についてではありませんが、さきの国会での質疑や当局に示してきた私の意見などをいれて、試験に關して改善がなされております。試験制度の問題についてはいろいろと意見がございましたが、その後改正されました。当局がごまかい配慮をしておりました。これは受験者としては非常に明るくなつてまいりました。自分の試験結果がどうであつたかわからぬでは、實際将来ある者としては希望を失うのでございませぬ。どこに一体失敗があつて、どこに欠陥があつて、筆記試験においてどこに失敗があつて、欠陥があつて、口述試験——口述試験のことはわからぬけれども、まあそういう点をとにかく今回は明確にしてもらつて、この点を明らかにしていただつたので、受験者は非常に喜んでおります。まあこの点は非常によい点だ。私の申し上げることは、ここまで配慮しておつたにかかわらず、長い間私の力説しておつたインスタン制度の問題について触れておらないのでございませぬけれども、インスタン制度について、これほど高級な高度な知性のある後輩を養成するのに、司法試験や他の医学方面のインスタンよりは、給料の点においても資格の点においても非常に差別があり過ぎるのです。せつかく監査の業務を充実して……というのに、そのときに触れてないのは少しおかしいのだが、検討してみたことがあるかね、またどうしようかと

いうのだね、この点を聞いて私は質問を打ち切りませぬ。

○政府委員(加治木俊道君) 非常に重要な御質問でございます。制度の基本にも触れる問題でございますので、ぜひこの際再検討して、適正な結論を得たいと思つて、まだ結論を得るまでに至っておりませぬ。関係方面とも十分相談して真剣に取り組みたい、かように考へております。

○野澤勝君 大臣、ただいまの証券局長のお答えのとおり解釈してよろしうございませぬか。  
○國務大臣(福田赳夫君) さよう御了承願ひます。

○成瀬權治君 私は、実は大臣に金融関係の問題、いろいろな問題についてお尋ねしたかつたわけですが、そういう問題はあと回しにして、簡単に公認会計士のことについてお尋ねしておきたいと思つて、その前に、商法の四百八十九条ですか、会社の財産を危うくすること、これについていままで一体、粉飾決算とからんでまいりますが、告発というか、起訴された件数がどのくらいありますか。  
○説明員(味村治君) ただいまお尋ねの件でございますが、実は私、御質問の問題は刑事局の關係でございます。私ちよつと手元に資料を持っておりませぬので、お答え申し上げかねる点でございます。刑事局の關係でございます。

○成瀬權治君 あかね、まあそれじゃ何件といつてはつきりした件数じゃなくてもいいんです。こういう法律が確かにあることはあるわけですが、そして粉飾決算というものがやましくなつてきたわけですが、最近ですね、起訴されたのは私も承知をしておりますけれども、どうもそれまではあまり問題になつていなかつたように記憶していらんでございませぬ、どうなんでしょうか。  
○政府委員(加治木俊道君) 私のほうは所管が証取法でございますので、証取法違反について、起訴といひますか、告発した事例があるわけでありませぬ。それはいづれも起訴になりまして、同時にいま御指摘の商法違反ということで起訴されてお

ります。それ以外ですね、証取法と關係なく、そういう起訴がどの程度行なわれているかは、私つまびらかにいたしません。私のほうとの關係だけで取り上げますと、起訴された事例はごく最近の二件だけになっております。

○成瀬權治君 少なくともですね、大衆の、何といふんですか、資金を擁護するといふことが大事なことで、それをずうつとやつてくると、証取法によつて今度の改正でなお前進した形になりますけれども、公認会計士協会が特殊法人になっておりますね。より大衆の投資を擁護する、こういうことになつてくると、理屈はそうなると思つて、しかし、間々いままでのように粉飾決算といふものは行なわれてきた。あまりなかつたかもしれない、いままでは。あるいは、あつたけれども、それが見過ごされていって、そして会社がいつかは立ち直つてきたり、あるいははうまいことしたのがそのまま口をぬぐつて過ぎてしまつたかもしれない。

そこで、私は、今度のこういう改正とからんで、いわゆる商法の改正、証取法とからんで商法の改正といふものが大きな問題になつてまいと思つて、そういうようなことについて法務当局と、あるいは通産省も關係してくると思つて、けれども、そういうほうと打ち合はされて、どんなふうになつておりますか。

○政府委員(加治木俊道君) 商法のほうは法制審議會で、単にわれわれとの關係する問題だけではなく、広く取り上げておられると思つてあります。私のほうは私のほうなりに証取法——証取法といひますか、証取法に關連して、会社經理の適正化をはかる見地から、商法サイドにおいても一つ考へていただきたいといふことは御要望申し上げております。

○委員長退席、理事藤田正明君着席

○成瀬權治君 私は、野澤さんが先ほど非常にむずかしい問題であるうと、そして大臣等も御答弁になつておつて、今度は監査を受けるほうの会社自体と申しますか、経営者自体のほうは非常に問題だと、こういう話をされて、そういうことに今後努力しよう、大蔵省はそういう方向にあるんだと。

○理事藤田正明君退席、委員長着席

こういう方向にあるとするならば、当然証取法なりあるいは商法の改正なんかに重大な関心が払われておる。しかも、その中で商法の四百八十九条なら四百八十九条違反で聞かれたものがどのくらい過去にあつて、どうなんだと、そして監査役制度といふようなものはどうなつていかなくちやならぬとか、そういうようなことについて一応の結論をここで言うといふのは重大かもしれませぬけれども、そういうようなことについては調査なりあるいは相対的な討論が実は行なわれておるものと期待をしておつたのです。ところが、いまお聞きしますと、どうもしておつても、まだやつておる段階であるから、影響が重大であるから話されぬといふのか、それとも、やつておみえにならぬといふのか、その辺のところ、ちよつと判断をしかねたから、お聞きをしたわけですが、それで、どういふふうか、今後どういふ問題については積極的に、私は大蔵省としては当然意見を法制審議會から法制審議會に反映される、あるいは大蔵当局としては証取法の改正等にも取り組んでいかれる、そういう姿勢でなくちやならぬと思つて、そ

いうようなことはどうなりますか。  
○政府委員(加治木俊道君) 仰せのとおりに考えておられます。

○成瀬幡治君 それから、公認会計士の試験といふのは非常にむずかしいものでございますが、実際試験に合格した者が、まあ仕事をどのくらいやっておるかという点、この間名古屋でちょっと話を聞いてみたら、公認会計士としての資格のある人の約二割が、実際この公認会計士としての仕事をやっておられるけれども、あとの八割は大体税理士さんを兼ねておられて、税理士さんのほうの収入で大体やっておられると、こういうことなんですね。そうすると、東京、大阪、名古屋、福岡、あるいはその辺にかたまっておられるわけですが、他の地域は私は推して知るべしだと思っております。そこで、公認会計士さんの仕事をふやすというのをおかしなことではございませんけれども、少なくともそれだけのものがあるとするならば、もう少し職域というよりなことも、なるほどいまは資本金と第二上場ということで制限を設けておられるけれども、もう少しやってもいいじゃないか。たとえば、野溝さんが触れたように、国全体のものとして監査制度というものが確立される方向が好ましいじゃないか。なるほど、自由企業であるから、片一方は経営者に全部まかしたらいじやないかというけれども、片方では、たとえは国からもある程度の金が出たり、あるいは一般大衆からも金というものが出てるので、そういうものももう少し、何と申すか、公認会計士制度がありますから、そういう監査制度というものをより活用をしていくというよりな点についてはどういふふうにお考えになるかと、今後そういうことについては積極的に行政指導をやられるのかどうか。

○政府委員(加治木俊道君) 全く同感でございます。できるだけ、まあ職域を広げるについては、他の法制との関係もございしますが、われわれとしては、先ほど大臣の答弁もありましたように、関係方面にも積極的に働きかけて、これを活用してもらおうということをしていきたいと思います。それから

監査の密度を高める。これは監査報酬、必ずしもその報酬だけが仕事の内容を規定するものではございませんけれども、やはり適正な報酬が払われて社会的な評価も受けるということであれば、優秀な人材も集まるといふことに私はなると思っております。幸いにして、非常に最近社会的にも評価されておりますし、また、受け入れ側である会社側も、この点はかなり自覚が高まっておりまして、そういう点と相まって、仰せのような方向に参ると思っておりますが、われわれとしてもできるだけの努力はいたしたいと思っております。

○成瀬幡治君 適正な監査基準を設定するというのですか、これから設けよう、こういうふうなことになると思いますが、これは一体公認会計士の特殊法人が発給しますが、その中だけで定められるものか、それには当然今度は監査を受けるほうの側の人たちまでも入れて、大蔵省も入って、そしてそういうものを決定されようとするのか、これはどうなるふうになっておられますか。  
○政府委員(加治木俊道君) この監査実施規則あるいは監査報告規則というものがございまして、そういう意味でならば、われわれの所管でございまして、審議会にはかつて最近所要の改正をいたしましたわけでございます。あれで十分かどうか、今後また検討いたしますが、あるいは先生のは、たとえは監査目数などの程度にすべきじゃないかと、また監査報酬をある程度高めるべきじゃないかと、そういうような問題ではないかと思っております。この辺はできるだけ、基本はあくまで契約ベースの問題でございまして、せつかく特殊法人化された全員加入の協会ができるわけでありまして、協会と経団連との間で話し合っていたら、それが適当だと思っております。われわれは側面的にいろいろこれを援助することはいたしますが、できるだけそういう方向で努力をしていきたいと思います。かように考えております。しかし、われわれとしては、できることは側面的には援助をいたします。

○成瀬幡治君 最後に、資本の自由化を控えまして、アメリカ資本なりあるいは諸外国の資本が日本に入ってきて、いろいろな問題が出てまいります。アメリカは日本の監査じゃどうもいかぬ、公認会計士の監査じゃだめだ、アメリカ自身でやらなければだめだ、こういうようなことに非常にいろいろな問題が出てくると思っております。そのような問題の一つは、公認会計士さん自身の地位を確立しなければならぬとともに、日本の監査制度というものが確立されて非常にりっぱなものだということが対外的な信用の問題にもからんでくると思っております。そういう問題の中に、やはりその地位の向上にからんで、公認会計士協会自身が、何という名前になるか、自身が懲罰権を持つというふうなことも一つの私は大きなレベルアップの問題になってくると思っております。今日の問題でよくやれとは申しませんが、少なくとも二、三年先には大蔵省等の行政指導とあわせて会員自身の努力がそういうところに及んでくると思っておりますけれども、見通しとして、そういうふうなものがある条件と申しますが、あるレベルに達すれば、そういうものは当然特殊法人の協会に渡すべきことと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(加治木俊道君) 協会としての自主的な懲罰権は当然持ち得るわけでありまして、法律上の処分権と申しますか、制裁権といいますが、公認会計士に対する処分権を協会に移譲するかどうか、たいへん議論のあったところでございまして、大蔵省としましては、この被監査会社の責任は大蔵省で追及することになっております。これは公認会計士協会が会社自身の責任を追及するという立場には立っていない、これと公認会計士の監査が適正に行なわれたかどうか、それに伴う懲罰ということがあるわけでございます。完全にやらはらなしているわけでありまして、そういう面と、それから大蔵省は適正な監査が行なわれたかどうかを審査する立場にあります。審査して不適正だと思えば、やはり何らかのこれを処置しなければならぬ責任があるわけでありまして、そういう大蔵省の責任、それから被監査会社との関連等を考

えまして、現在の段階では大蔵省に置いておく方がいいのではないかと、いろいろ議論のあった点でございます。未来永劫絶対に渡せないうかという点については、法律上若干問題があると思っておりますが、十分検討してみたいと思っております。

○成瀬幡治君 最後ですが、最後が二へんになってしまったのですが、協会の地位を高める一つの方向としては私はいろいろ方向でなければならぬと思っております。あなたのほうの法的なバランスの問題もわかります、立場も。しかし、片方では業務報告を、監査報告というものを協会に報告するんでしょ。だから、どの基準ができたわ、何をどういふふうにするか、こまかいものまで出てくると思っております。監査基準が出てくるのですから、準則が出てくるのですから、そうなるので、方向といふものはそういう方向でなければならぬじゃないか。そういう方向に行くには、協会自身の努力といふものが非常に大切だということには私にはわかるのです。将来はそういう方向に行くのだからおまえもそういう努力をせよ、こういうことが一本の柱になって、私は行政指導といふものが行なわれなければならぬと思っております。そういうことに対する大蔵当局の私は所見を尋ねておるのです。

○政府委員(加治木俊道君) 協会が真に公益的な立場で自主的な規制力を発揮してもらおうということは大賛成であります。そういう意味では、おっしゃるように懲罰権も向こうに与えたほうが、いろいろな意味で協会の自主性、あるいは規制能力を高めるといふ点については、全く同感でございます。ただ、いろいろな問題がありますので、現在の段階ではこうなっておりますのでござい

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。  
○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

第五部 大蔵委員会会議録第二十四号 昭和四十一年五月二十六日【参議院】

○木村福八郎君 きよはかなり基本的な問題について質問しようと思つたのですが、時間がございませぬから、それはまた他の機会に譲りまして、ちよとどいま、二十三日に政府は新長期計画を審議会に諮問をしまして、また審議会の会長の木川田さんがいわけゆる木川田構想ですか、構造金融構想を打ち出しておるわけですね。そういうものとの関連において、今後の財政金融の基本的な考え方について、まず抽象的ですがひとつ何とて、それから、それとの関連で具体的問題として日本銀行法の改正ですね、これを大蔵省は一体どうするか、この問題について伺いたいと思ひます。

まず最初の、かなり抽象的な質問ですが、詳細についてはまた別の機会に、これまでの政府のいわゆる長期計画といふものについての反省、批判の問題と関連して伺ひますが、さしあたり当面の時点としては新長期計画を諮問したわけでございますから、それとの関連で、特に今度は財政金融のウエートが相当長期計画において大きなウエートを占めるように何とておるものですか、まずその点について大蔵大臣の基本的な考え方を伺ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 昭和四十一年度予算もいよいよ実行段階になりましたが、これから先の財政金融政策をどういふふうに持つていくか、お話のようにまさにそういう問題と取り組むべき時期に来てるわけですね。そこで、大蔵省といはしましては、財政の問題につきましては財政制度審議会、それから税の問題ですね、これにつきましましては税制調査会、金融問題につきましては金融制度調査会、この三審議会、調査会を再発足をいたしましたして、広く識者の意見を求めながら長期的な施策をどういふふうに進めていくかといふことをただいま進めようとしておるところです。現に財政制度審議会及び税制調査会は先月末審議を再開いたしましたして、もうすでに審議過程に入つております。それから、金融制度調査会は大體、ただいまのところ、六月の六日ごろ第一回の会合を持ちまして、そして金融諸問題に取り組む、こういう段階を考えておるわけなんです。

財政方面におきましては、審議会におきまして、国会の論議等の反省もいたしながら、いろいろな角度の問題を論議してまいりたい。これはテーマを出してその答申をいただくという性格の審議会ではございませぬ。広く諸問題を審議していきたい、こういう考えでございますが、さしあたり国債の償還の問題、これを制度的にどういふふうに行つていくかといふことについての意見を固めていきたい、かように考えております。

それから、もう一つの問題は、公債発行下におきまして、財政の、予算の仕組みというものを考え直して見る必要がある、こういうふうなことを考へるわけがあります。つまり、公債は資本勘定みたいなことになりなすので、それを制度的に予算上どういふふうに表示することにするか、これはむずかしい問題です。むずかしい問題ですが、ともかくよく検討してみたい、こういうので、それもひとつやっております。

それから、長期財政と申しますが、これは相当弾力的にやつていかなきゃならない、いままでのような固的な仕組みじゃいかぬ、経済界の状況に応じて財政に弾力、伸縮性を持たさなきゃいかぬ、そして民間経済活動と財政活動との調和、これに非常にウエートを置かなきゃならぬ、こういう考え方のもとに、いかなる方法で財政に弾力性を与えるか、こういう制度面の問題を検討していく、そういうふうなことをさしあたりは考へております。

それから、税制の問題につきましましては、単年度税制改正主義といふか、いままでそういうことでやつてきておられますが、この際、数年後に達成すべき税制の期待されるべき姿、そういうものをきめておきたい、そして年度の税制改正はその目標に向かつていくという税制改正の一貫性といふものををつかんでいきたい、かように考へて、そういう方向での調査をお願いしたい、かように考へております。

それから、金融問題につきましましては、さしあたりとにかく金融です、これが非常に重要な問題だといふふうに考へておりますので、そういう問題に取り組み。その他、いまの制度が制定以来相当古くなっております。今日の金融情勢が非常に変化をしておる、そういう状態にある。また、金融機関も、それぞれの機能というものがたいぶ変わつてきております。そういうものに対応してどういふ制度的な改正を行なうべきかといふ問題、そういう問題を詰めていきたいといふふうに考へておるわけでありませぬ。

それから、制度調査会の直接の問題ではございませぬけれども、大蔵省としては何とてとも国債政策を成功させなきゃいかぬ、こういうふうな考へておられます。国債の今後の上場、そういうものをどういふふうに行つていくか、今後の国債の条件のあり方といふものでありますとか、あるいは国債をめぐる金利のいろいろな問題が起つてきます。そういう問題でありますとか、国債を中心とする諸問題、これはできる限り勉強いたしまして、この政策が順調に成功するようにといふための努力をいたしたいと、こういうふうな考へております。

かたがた、いまお話ししたような形になつておりました。経済審議会はすでに総会を持ちまして、政府のほうから均衡のある経済の発展はいかにして達成すべきかといふような趣旨の諮問をいたしておるわけなんです。私はこの審議会には出席はいたしておりませぬけれども、私が報告を受けたところでは、この審議会の雲行きといふものは、いままでの計量的な考へ方よりは政策面に重きを置こう、つまり経済は一体どうなるんだといふのじゃなくて、どうすべきかといふ考へ方を入れた審議検討、こういうふうな傾向でございます。

しかし、計数の全然ないという計画、構想、これも無意味でございます。いま政府では、住宅だとか、道路だとか、港湾でありますとか、長期計画があります。それから、今後いろいろな長期計画が出てくる。そういうものを総合して、一つの

こういふふうに考へております。それから、経済情勢がこの二年間の不況の後に相当変わった姿になりつつ、現に変化を起こしつつあるわけありますから、そういう変化、また政策上は公債政策といふような大きな変化があるわけあります。そういう態勢下において経済界が一体どういふ役割を持つべきか、どういふ対応の態度をとるべきかといふような問題、これも検討したい、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。おそろくそういう方向の審議が行なわれると思ひますが、何とてとも、財政金融が大きな役割を演ずる時期に入つてきておりますので、私も大蔵省といたしましては、この計画がりっぱなものとなり、これが今後の経済政策運営の指針となるように努力を傾けることにいたしました。こういうふうな考へておる次第であります。

○木村福八郎君 大體いま大蔵大臣から、かなり総合的に、財政、金融、税制等、それから今後の全体の相当長期計画の持つていき方についての御意見を承りました。こういう点については、またわれわれとしても過去の経験からいろいろ意見があるわけですね。ですから、他の機会に、こういう点についてはやはり意見を述べていようがないので、その過程においてわれわれの意見を反映させるようにしたいと思ひますが、そういう注文もあり、意見もある。これは他の機会に譲りまして、もう一つ、日銀法の改正なんです。

なぜ私が突然こういう質問をするかといふことと、ある雑誌に、田中前大蔵大臣がこういうことを述べておるのです。「私は大蔵大臣を辞めるときに日銀法を改正することを主張したが、それは取りやめた。日銀法二十五条は、証券機関や金融機関などの企業体の倒産の恐れがあつて、それが証券界や金融界に影響を及ぼし、証券恐慌や金融恐慌につながる恐れのあるときに発動できる。これは旧憲法下において制定されたものであつて、新憲法のもとでは規定することはむずかしい、こういういふものは温存すべきであるとい

とにかく金融です、これが非常に重要な問題だといふふうに考へておりますので、そういう問題に取り組み。その他、いまの制度が制定以来相当古くなっております。今日の金融情勢が非常に変化をしておる、そういう状態にある。また、金融機関も、それぞれの機能というものがたいぶ変わつてきております。そういうものに対応してどういふ制度的な改正を行なうべきかといふ問題、そういう問題を詰めていきたいといふふうに考へておるわけでありませぬ。



ることから温存することにきめた。」、こういふ意見を述べておられるのです。これは事実かどうかはわかりませんが、とにかくある雑誌からの引用です、速記なんです。

そこで、従来の経過からいまして、当然今国会には日銀法の改正案が出なければならぬはずだったのです。田中大蔵大臣の前のいきさつからいまして、ところが、田中大蔵大臣は日銀法の改正をやめたというのです。これは同じ自民党政府ですから、福田大蔵大臣にかわられても、大蔵省としては日銀法改正案を出すべきであったと思われ、そういふようにまた理解していったのです。現にまた公債発行下の財政金融になります。それへの対応で日銀法の改正は一そう重要になるわけです。ですから、われわれは出るものと思っておつた。ところが、取りやめたというよりなそういう田中大蔵大臣のことがはつきりとする経済雑誌に出ておつて、私がおかしう思つたのです。ますます日銀法の改正が重要になつてきたのに、取りやめた。なぜ取りやめたか。昭和三十五年に答申されて、今日までドイツのナチスのライヒスバンクに例をとつた日銀法とあるいは戦時立法ですね、こういうものを早く平和立法に変えなければならぬといふことを前から言われて、もう三十五年に答申をされて、当然今国会に出なければならぬと一出すと言つておつたのが、今度は公債発行政策がとられてからこれが取りやめられたようなことになつておる。特にこの間の証券恐慌のときの日銀の融資等を考へて、どうもこういう戦時立法は温存しておいたほうがいいじゃないかといふことで、日銀法の改正は取りやめたのじゃないかと、こうわれわれは解する。ですから、これは非常に重要問題ですから、大蔵大臣は今後の日銀法の改正についてはどうこれを取り扱われるか、伺いたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 日銀法は、いまお話しのように、すでにこの前の通常国会に提案寸前の状態になつたわけでございます。しかし、提案するまでの完べきな準備がでなかつた關係上、寸前というところでとまりになつておつたわけです。ところが、この国会にそれを精査して出すかどうかといふことになりまして、昨年からのことにかけて公債政策採用、いろいろ重要な変化が行なわれておるわけです。この公債政策の動かし方、いろいろふりかへて再検討する必要がある。こういうふうには考えましたので、前の通常国会に提案しようといはした案をさらに白紙の立場で検討してみたい、こういう気持ちになつてきておるわけでありまして、

それで、いま田中幹事長の何か談話かなにかのお話がありました。私も政府としては、この改正をやめるといふ考えは持つておりません。これはぜひ改正をいたしたい。改正をいたしたいが、しかし、新事態に即応したい。改正をいたしたいが、みなくちゃならぬ。これは金融の基本法とも申すべき性格のところが多いわけでありまして、慎重を期さなければいかぬといふので、これから検討に入つていきたい、こういう段階であります。検討が済みました上は、もとより国会に提案いたしましつて審議をわすらす、こういう方針であります。

○委員長(徳永正利君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起して。

○木村禎八郎君 そうですと、もう一度金融制度調査会にまた意見を徴するということになりませんか。諮問し直すのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 荒調べというか、下調べでありまして、これは前に制度調査会におはかりしたものをだいたい変えなければならぬぞといふふうに判断いたしました。金融制度調査会に再び付議する。しかし、前とそつくりのものでいいじゃないかといふような大体の感觸であります。また金融制度調査会に再びおはかりするといふ大げさなことをせぬでもいいじゃないかといふような考えを持つておる次第でございます。

○木村禎八郎君 それは非常に重大だと思つておる。三十五年の答申を見ましても、公債発行下であればこそ、あの答申が非常に重要です。

なつてくる。問題はもう煮詰まっちゃつておる。大蔵省の指示権の問題です。大蔵省が指示権を持つたか、あるいは日銀のほうの政策委員会ですか、あすこに対して日銀と政府と意見を違つた場合、政策委員会に議決を延期することを求めることができるかといふこと、この点で意見が分かれたのです。したがつて、公債発行下におきまして大蔵省の指示権が強くなつたら一体どうなりますか。そこで、むしろ大蔵大臣の言われるように、公債発行でインフレにならないようにするために、公債発行でインフレを調整機能といふのは必要なんです。逆に、そういうこと、また、まだ発券制度についても問題があるわけです。ああいう答申もありまして、いまのような全く無制限な発券制度でいかどうか。やはり発券制度についてもある程度、いまの最高額だけではこれはまるで無制限ですから、また諮問し直すということになる。もつとルーズにできる、政府の統制をもつと強化できるような形の諮問といふふうに私は解されるわけですか。そうすると、健全金融で通貨価値の維持という面から見ると、前の答申より後退した結論を求めざるを得ないおそれがある。私は思ふのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま全く白紙で考へていきたい。予断といふか、予見した、とらわれた考へは持つておりません。

○木村禎八郎君 委員長、これでおしまいです。

○委員長(徳永正利君) 簡単に願います。

○木村禎八郎君 これは大蔵大臣、たいへん大きな変更です。先ほど大蔵大臣は、改正することについて取りやめる意思はないとおっしゃつた。改正はするつもりなんです。これははつきりいふこと、もうすでに昭和三十五年に改正するつもりなんです。これははつきりいふこと、もうすでに昭和三十五年に結論が出ておるのですから、またそれを諮問し直すといふのはおかしいのです。これは全く白紙といふことを意味するのだから、白紙といふことはどういふことを意味するのかわからないので、もう私は質問しませぬので、具体的に答弁をいただいて、あとでまたゆつくり……。

○国務大臣(福田赳夫君) いままである案をきつと見直してみまして、これはどうも改正は答申のようなものではないほうがいいだろうといふようなところが重要な点についてあるというならば、これは金融制度調査会にもおはかりいたしまして、練り直すといふふうにはしたいと思つておる。しかし、あの上でいいんだと、大体よからうといふ判断ならば、制度調査会にははからないで成文化していいと、こういうふうには考へておるわけでありまして、いまだこをどうするといふような予断は持つておらぬといふことです。

○木村禎八郎君 次の国会に出しますか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは間に合はばと思つておる。ただいま次の国会に御審議を願つておることをはつきり申し上げるだけの準備をいたしておりません。

○野溝勝君 関連質問。先ほど財政金融の問題で木村委員から質問がありました。これは私は本委員会においても大臣に申し上げておきました。おり、やはり日本の経済が貿易収支、経常収支に重点を置いたことは当然なんです。私が心配いたしましたのは、資本収支の問題です。特に国際収支において重大な国際的な動きがあるといふことで、大臣も非岸に重大だからといふ答弁をされておるわけですか。御承知のように、ユーザンスの問題から、非常に国際金融上重大な資本収支の問題が今日当面の問題になつておるわけです。そこで、私はあのとときにきつと大きな問題になるからと申しておりましたが、単に大臣は金融の問題については今後真剣に考へていこうといふわけですか。いまその動きがありますが、これは急速に金融体制といふものを総合的に考へられるように善処を私は希望しておきます。

○中尾辰義君 附帯決議との關係もありません。で、二、三開きますけれども、金融機関の監査体制はどういふふうに行はなつておりますか。

○政府委員(佐竹浩君) 御承知のように、銀行あるいは相互銀行、信用金庫、その他それぞれ法律に基づいて設立されております各種金融機関に対しては、大蔵大臣が検査監督をいたしております。したがって、それぞれの法律に基づいて大蔵大臣が検査をいたしておられますので、ただいま先生のお尋ねの監査という意味においては、大蔵大臣検査が今日あるだけでございます。

○中尾辰義君 それで、新聞等にもちらほら見るわけですが、この際に最近における金融機関の不正な事例、経理内容等の、あるいはあわせて脱税等の問題でもありますけれども、代表的な事例について、ひとつ若干内容について説明を願いたいのですが。

○政府委員(佐竹浩君) お尋ねの点、税の問題は、私、実は所管外でございますので、それはひとつ国税庁のほうからお聞き取り願いたいと思っております。

○中尾辰義君 それでは、大蔵大臣にひとつ、大蔵大臣(福田赳夫君) 脱税というケースにつきましては、私はまだ報告を受けておりません。こういうことは間々あることだと思っておりますが、申告と、申告を調査した結果税務当局の見方と違があること、修正をさせる。これはどこの会社でもあり得ると思いますが、そういうケースは銀行といえどもあるんじゃないか、こういうふうに考えておられますか。

○中尾辰義君 そうしますと、会社の経理内容とはこれは関係ないわけですか、税金の面だけであつて。

○国務大臣(福田赳夫君) 関係がないというわけじゃありません。これは税務の見方と、証券的な見方ですね、これが関連がなければならぬというふうに考えておられますけれども、できる限り大蔵部内のことでありますので関連をとりたいた、かように考えておられます。

○中尾辰義君 そういったようなことについて、今後大蔵大臣はどうか、どうに監督を強化していか

くのか。  
○国務大臣(福田赳夫君) 金融機関につきましては、これは大蔵省銀行局が監督権を持つておるわけでありまして。これはまあ相当綿密な調査、それに基づく監督というのをいたしておるわけでありまして。これは今後とも一そう監励してまいりたいというふうに考えておられます。

それから、会社の経理につきましては、今回公認会計士法の改正をお願いする。これも会社経理の適正を期し、大衆に迷惑を及ぼさぬようにしたいという考えから出てきておるわけでありまして、この面も、この法案にあらわれているように——法案ばかりじゃありません、運営面等をも含めまして適正を期していきたい、かような考えであります。

○中尾辰義君 これは衆議院のほうでも附帯決議が出ておられますが、この公認会計士の監査対象を拡大する、そういうことに、金融機関もいろいろ今後検討してはどうかというふうに衆議院で出ておられますが、これについては大蔵大臣はどうかお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 先ほどもちょっと申し上げましたが、金融機関につきましては、相当綿密な調査をし、それに基づいて綿密な監督をいたしておるわけでありまして。そういう際に、公認会計士がまたやるということになりますことがはたして適當であるかどうか、ちょっと事務が重複するようになるんじゃないか、そういうふうな感じを持つております。ですから、ただいま金融機関については公認会計士の業務範囲に入れるという考えは持っていないんですが、なお今後こういう問題も含めて検討はしてみたいと、かように考えておられます。

○須藤五郎君 私、この公認会計士審査会の答申を讀んでみたんですが、この七ページの中間どころに、今度特殊法人をつくる必要性という条項に、「現行の社団法人の形態では不十分であり、これを特殊法人とすることが適當と考える。」という条項があるのですが、この不十分だという認定、どういふ点が不十分なのか、ひとつ……。

○政府委員(加治木俊道君) 現在では任意法人でございますので、全員加入の制度になっておりません。したがって、公益的な法人ではございませぬけれども、その使命の遂行に不十分である、こういうことでございまして。

○須藤五郎君 それでは、今度特殊法人をつくれば、それで十分なんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 全員加入という意味で、公共的な性格を持った法人という意味では同じでありますけれども、全員加入ということでは使命の遂行が徹底できるということ、それから、法人格が与えられるという法律上の特殊法人ということでございます。やはり公共的な仕事といふこと、範囲が拡大されてくる、こういう両面からかなり機能が高められるということをおわれれば期待いたしておるわけでありまして。いまの段階ではこの程度の改正をお願いするのが適當ではないか、かように考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 しかし、このちょっと上のほうに、この答申に述べられている具体的措置は、単に制度的を整えるものであり、これらの措置の運用に当る公認会計士自身は、直接この制度の運用に当る公認会計士自身の今後の努力に待つところが大きい」と、こういうふうに書いてある。やっぱりこの答申は、こういうことを書きながら、こういう特殊法人をつくっても、これでは不完全、不十分なものであるというところを言っている。非常に矛盾するところがあると思つておられる。あなたはこの中で十分いける、こういう意向ですけれども、やっぱり答申自体がこの法案では不十分だ、やっぱりこれを、十分に機能を發揮するために公認会計士の努力が必要だ、こういうことが私は出ておると思つておる。だから、今度のこの特殊法人で、実際公認会計士の努力を抜きにすれば、公認会計士が積極的に努力しなければ十分目的を達することができないのじゃないですか。

○政府委員(加治木俊道君) これはあくまで制度面の手当てでございます。適正監査というものが現実のものとなるかどうかは、公認会計士ばかりでなく、被監査会社であります会社側の体制も整わなければなりません。あるいはその自覚が高められなければならぬわけですが、当然公認会計士の適正監査という意欲と努力も伴わなければ、制度面の手当てだけでは——すべてが制度面だけで解決できる問題でないと。何もこの問題はかりでないと思つておられますが、ただ、こういう特殊法人化されますと、公認会計士のそういう努力、適正な監査への意欲、また監査内容の充実、こういうものがやりやすくなる、あるいは非常に促進される、そういうことは十分期待できるのではないかと、かように考えておられます。

○須藤五郎君 じゃ、今度のこの特殊法人ができれば、これまで起こつたような山陽特殊鋼、山一証券のようなああいう問題は防げるというのですか。起こらないということが言えるのですか。どうですか。

○政府委員(加治木俊道君) これは制度面だけで、そこまでの約束をいたしかねるわけでございますが、ぜひそういうしたい。それからまた、そういう方向へ向かつて会社側も公認会計士も努力すべきではないか、こういうことは言えると思つておられます。はたして絶対そういうことが絶無になるというより、事態になるかどうかは、今後の関係者間の努力にかなりかかってくると思つておられます。

○須藤五郎君 そうすると、依然としてそういう不正な行為が今後も起こるといふことは、やはりあり得るといふことになるんじゃないですか。この特殊法人をつくつても、それは防止することはできないのじゃないですか。

○政府委員(加治木俊道君) そういふことがないように努力いたしたいと思つておられます。○須藤五郎君 この三十条の三項にある「故意又は相當の注意を怠つた事実」を、一件漏らさず全部つかむことができるか、また、どういふ方法に

よってつかむことができるのか、こういう質問な  
んですがね。ここには、何人も不正があると史料  
したときは、大蔵大臣にその事実を報告して、大  
蔵大臣はその事実の報告によって適正な措置をと  
らなければならぬという、これは非常な問題が起  
こる条項じゃないかと思ひますがね。また、何人  
も史料したというのを大蔵大臣に報告するわけ  
ですが、その人の史料したことが正しいのかどう  
かということはどういうような方法で一体判断し  
調査するんですか。

○政府委員(加治木俊道君) もちろん、現実に懲  
戒ということになりますと、はっきりした信証を  
つかまなければなりません。ぜひ諸資料を収集  
し、また調査し、それから現実に当該公認会計士  
の懲戒をする場合には、本人を呼んで聴問という  
手続をとって、本人側の申し立ても十分聞いた上  
で、十分な信証を得た上で処置をするつもりでこ  
ざいます。

○須藤五郎君 そうすると、「公認会計士又は会計  
士補に前二条に該当する事実があると史料するこ  
と」とあるんですが、いわゆる悪意的に作爲的に  
この公認会計士や会計士補をおとしめようとい  
う計画をもって、私はこう思うというふうな報告  
が大蔵大臣に行ったときは、この人たちの立場を  
傷つけない、どんな方法でそれを調査することが  
できるのか、危険な条項じゃないかと思ひます  
が。

○政府委員(加治木俊道君) 悪意をもって粉飾、  
誇張したというか、目をつぶったことがはつきり  
確証をもって把握された場合には、立場の尊重と  
いいますか、むしろそれは当然制裁に付すべきだ  
と思ひます。

○須藤五郎君 その事実をどういふふうにして調  
査するかということなんです。

○政府委員(加治木俊道君) これは調査権限があ  
りまして、会社側に対する調査もできます。それ  
から、諸資料も収集いたしましたして、ケース・バイ  
・ケースでございますけれども、実際なかなかむず  
かしい問題がケースによつてはあると思ひます

が、われわれの能力との関係もございます。ケー  
ス・バイ・ケースの問題でございます。

○須藤五郎君 時間がありませんから、私は二、  
三質問しますが、外国の公認会計士がいまでも日  
本の会社の監査業務をやつておると聞くわけで  
が、いままでに虚偽または不正な証明をした例が  
ありますか。

○政府委員(加治木俊道君) 日本の法人で外国公  
認会計士の監査対象になっておりますのは数社で  
ございましてけれども、それについていままでそ  
ういふ事実は発見されておられません。

○須藤五郎君 もしもあつた場合には、登録抹殺  
処分を該当するの、または立ち入り検査をやる  
のか。

○政府委員(加治木俊道君) 必要があれば、検査  
をいたしまして、当然登録抹殺し、日本における  
公認会計士の資格は失うことになります。

○須藤五郎君 外国人の場合でも、日本人の会計  
士と同じことをやるわけですか。

○政府委員(加治木俊道君) それは日本人がやり  
ます。日本法人である限りは、日本会計士の当然  
監査対象になり得るわけでございます。

○須藤五郎君 じゃ、日本の公認会計士はアメリ  
カの監査業務ができるのですか。

○政府委員(加治木俊道君) アメリカ側で州に  
よつて違いますけれども、そういう資格を与えら  
れている例は少ないと思ひます。当然アメリカの  
証取法の監査をするということになりますと、向  
こう側の資格を持つていなければ、日本の公認会  
計士の資格だけではその資格は与えられないとい  
うことになります。

社債を……。その場合に、日本が公債を公募した  
場合、日本の会社はアメリカの公認会計士が監査  
している、こういうことを聞くわけですね。ど  
うなんでしょうか、これは日本もアメリカも同じよう  
にお互いにやることになるのですか、どうですか。

○政府委員(加治木俊道君) アメリカの市場にお  
いて資本を発行いたしますれば、当然アメリカの  
証取法の手続に従わなければなりませんから、アメ  
リカの監査資格を持った者がやらなければなりま  
せん。ただし、実際は日本の法人が発行する場合  
には、日本の公認会計士を補助者として使つてお  
る例が多いようございしますが、責任のある監査  
人としてはアメリカの資格を持った者がやるた  
まになつております。

○須藤五郎君 アメリカが日本に投資した場合  
は、アメリカの公認会計士が来て、その会社の経  
理を審査することができるといふことですか。

○政府委員(加治木俊道君) 日本法人として日本  
の証取法の監査対象になっている場合は、当然日  
本の公認会計士の資格を持った者でなければ有効  
な監査はできません。

○須藤五郎君 実際アメリカの公認会計士が来て  
やつていふのと違ひですか、アメリカが投資し  
ている会社の経理内容などというものは、やつて  
いふのと違ひのですか。

○政府委員(加治木俊道君) 実際はアメリカの公  
認会計士がやつておりますが、これは日本の公認  
会計士の資格を持つておる者がやるわけござい  
ます。

○須藤五郎君 アメリカで公認会計士の資格を  
持つた者は無条件で日本の公認会計士の資格を持  
つことができるというふう聞いていますので、す  
が、日本の公認会計士はアメリカの公認会計士の  
資格を無条件で取れるのですかどうですか。

○政府委員(加治木俊道君) 外国の資格をもつて  
無条件に日本の資格を与えるたてまになつてお  
りません。日本の試験を受けなければなりません。  
○須藤五郎君 そうすると、日本人もアメリカの  
試験を受けて公認会計士の資格を取ることができ

るのですか。その間に何ら条件の相違とか、そ  
ういふものは全然ないのですか。

○政府委員(加治木俊道君) 完全に互恵的にな  
つていふかどうかは、やや問題があると思ひます。  
その意味で日本における公認会計士制度につ  
いて検討すべき余地が若干残つておると思ひます。

○須藤五郎君 その点が私には聞きたかつたので  
非常に不平等だという点が残つておると思ひます。  
だから、当然これは日本の会計士とアメリカの公  
認会計士と同じように扱われるべき条件に相違が  
あるというふうなことは、これはおかしいことだ  
と思ひます。

じゃ、三十四条の十一の「著しい利害関係」と  
いうのを省令で定めるといふふうになつてい  
るのですか。この省令で定めるといふのは一体どうい  
うことなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 自分自身、あるいは  
自分のきわめて近い妻とか子供がその会社の役員  
になつておるとか、あるいは株主になつておると  
か、大体そういう場合でございます。

○委員長(徳永正利君) 速記とめて。  
〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起して。  
○須藤五郎君 それじゃ、省令というものはそれだ  
けのことなんです。まだほかにいろいろ問題が  
あるのじゃないですか。

○政府委員(加治木俊道君) 非常に要約して申し  
上げましたが、項目はたくさんありますが、大体  
そういうことございまして、内容的には、  
○委員長(徳永正利君) 他に御発言もなければ、  
本案につきましては質疑は尽きたものと認めて御  
異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。  
それでは、これより討論に入ります。御意見のお  
ありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。  
○青柳秀夫君 私は、自由民主党を代表して、本  
法律案に賛成いたします。  
その理由としましては、最近における企業規模

の拡大と経営の多角化等に対応して、公認会計士の監査体制を充実し、企業経理の適正化を期する必要はきわめて大であります。今次の改正は、このような要請のもとに公認会計士の業務の改善進歩と地位の向上をはかり、監査体制を整備充実するものであります。適切な措置と思っております。

今回の改正により、最近特に問題となりました会社の不正経理や公認会計士の虚偽または不当証明というような不祥事態が払拭され、一般投資家の保護を通じて証券市場の健全な発達に寄与し、さらにわが国の産業経済の発展に貢献し得るものと信ずるからであります。

しかしながら、公認会計士制度について今後さらに検討されるべき事項も多いのであります。私はこの際、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の四派共同提案として、附帯決議案を提出いたします。

その内容は、  
一、日本公認会計士協会の発足に当っては、全員の加入が円満に行なわれるよう配慮すべきである。

二、公認会計士の監査については、広く会計経理の適正化を図る見地から、学校法人、宗教法人、金融機関、農業協同組合等公益的な性格の法人についても、その監査対象を拡大することについて検討すべきである。

三、企業経理の健全化を図るために果たす公認会計士監査の重要性にかんがみ、監査内容を充実するため、監査日数、監査報酬等の面での措置について、その自主性、独立性を損なわれることのないよう政府として十分検討すべきである。

以上であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないものと認めさせていただきます。

それでは、これより採決に入ります。公認会計士法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました青柳君提出の自民、社会、公明、民社四派共同提案の附帯決議案を議題といたします。青柳君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君) 多数と認めます。よって、青柳君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまの附帯決議に對しましては、御趣旨を尊重し、検討の上善処いたしたいと思っております。

○委員長(徳永正利君) なお、本案につきまして議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないものと認めさせていただきます。

○委員長(徳永正利君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

租税及び金融等に関する調査中、第一として、当面の金融政策等に関する件について、日本銀行の役員を参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めさせていただきます。

なお、その日時等については、これを委員長に御一任を願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないものと認めさせていただきます。

次に、第二として、証券業の現状に関する件について、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めさせていただきます。

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は五月三十一日(火曜日)午前十時からとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者に対する所得税は正に關する請願(第二二六四号)

一、公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に關する請願(第二二八七号)

一、国民金融公庫環境衛生部融資に係る公衆浴場業者の借入金利子に対する特別減免措置に關する請願(第二二八八号)

一、国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願(第二三三六号)(第二三九六号)(第二四六一号)

一、土地対策のための税制改正に關する請願(第二三三三三号)(第二三三九七号)(第二三三八〇号)(第二三三八二号)(第二四二七号)(第二四二八二号)(第二四二九九号)(第二四三〇号)(第二四三八号)(第二四七七号)(第二四七八号)(第二四七九号)(第二四八〇号)(第二四八一号)(第二四八二号)(第二四八三号)(第二四八四号)(第二四八五号)(第二四八六号)(第二四八七号)(第二四八八号)(第二四八九号)(第二四九〇号)(第二四九一号)(第二四九二号)(第二四九三号)(第二四九四号)(第二四九五号)(第二四九六号)(第二四九七号)(第二四九八号)(第二四九九号)(第二五〇〇号)

一、企業組合に対する課税の適正化に關する請願(第二三五五号)

一、平安基金積立の立法化に關する請願(第二四三二一號)

第二二六四号 昭和四十一年四月三十日受理

戦傷病者に対する所得税は正に關する請願

請願者 東京都千代田区丸の内一ノ一財団

紹介議員 山下 春江君

最近の国民の生活水準並びに経済の諸事情の著しい変動の中にあつて、戦傷病者が公務傷病による障害を克服して、安定した社会生活を営み、いっそう社会経済活動に参集できるようにするため、所得税の税額控除(障害控除)を二万二千元に是正されたい。

第二二八七号 昭和四十一年五月二日受理

公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に關する請願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ合連合会内 小穴隆太郎

紹介議員 徳永 正利君

国民大衆の保健衛生施設としての公衆浴場の公共性にかんがみ、公衆浴場業に対し左記の措置を講ぜられたい。

所得税及び法人税を軽減するため、租税特別措置法中に公衆浴場業に關する条項を設け、

イ、特別修繕費の損金を算入すること。

ロ、医業と同様に所得計算の特例を設けること。

ハ、減価償却の特例として特別償却を認めること。

理由

一、今日の自由経済の下に、料金を物価統制令で不当に厳しい原価計算方式を適用されている私企業は、公衆浴場業ただ一つである。このことは、当局が、公衆浴場は、国民大衆の保健衛生機関として欠くことのできない公共的施設であるとの見地から社会政策的に物価統制令を適用していることにはかならない。しかも、公衆浴場の営業並びに施設については、公衆浴場法、水質基準に関する通達等により厳しく規制されている。このように衛生面における指導監督取締りに重点がおかれている反面、公共的施設でありながら、経営面における経済的指導助成は、何一つ行なわれていないから、衛生指導監督と経営指導助成を一体的にかつ均衡をとって行なうことが緊要である。

二、公衆浴場業者は、物統令の適用を受けているため、私企業でありながら、適正な原価、適正な利潤が得られず、経営状態は非常に困難な事象に至っている。従つて、公衆浴場が国民大衆の保健衛生福祉の向上に直接その役割を果たす使命を全うするためには、唯一の収入源である入浴料金の改定に依存する以外にはない。当局は、料金が直接消費者大衆に及ぼす影響を考え、今後も社会政策的に低入浴料金制を実施される限り従来の片手落行政を是正すべきである。

三、なお、要請事項については、公衆浴場は強い湿度のため、耐用年数十五年の途中において一回ないし二回、大修繕をやらなければならぬからであり、また、(四)については、料金算定が、都道府県が行なう実態調査により必要経費がおおむね明らかであるからである。

第二二八八号 昭和四十一年五月二日受理  
国民金融公庫環境衛生部融資に係わる公衆浴場業者の借入金利子に対する特別減免措置に関する請願  
請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ二 全国公衆浴場環境衛生同業組

合連合会長 柄倉晴二

紹介議員 徳永 正利君  
公衆浴場の営業が適正に運営されるよう、国民金融公庫環境衛生部融資に係わる本業者の借入金利子に対する特別減免措置を講ぜられたい。

理由

一、公衆浴場業は、一般国民のため地域社会における保健衛生、健康増進のクリニックセンターとしての装置産業であるが、衛生基準の維持、保健施設の充実に向上のため設備の近代化改善等投資が多額であり、しかも借入資本の占める比率は増大の一途をたどっている。

二、今回、政府は国民金融公庫に環境衛生部を特設し、環境衛生関係営業に特別わく融資を実施されることになったが、これは本業者が国民の日常生活に密着していることからして当を得た措置である。

三、公衆浴場業は、環境衛生関係営業のうち、とくに一般大衆の家庭生活の延長として生活に密着しているが、公共的施設という見地から入浴料金が統制されているのみで、行政上の保護助成は加えられていない。

第二三三六号 昭和四十一年五月九日受理  
国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願  
請願者 石川県金沢市清川町一〇ノ二〇財団法人石川県傷痍軍人会会長 徳田 保久外一名

紹介議員 任田 新治君  
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第二三三九六号 昭和四十一年五月十日受理  
国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願  
請願者 岡山市石岡町二ノ二岡山県傷痍軍人会内 小坂喜代二外一名  
紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第二四六一号 昭和四十一年五月十日受理  
国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願  
請願者 新潟市一番堀三ノ三県庁第二分館内新潟県傷痍軍人会内 渡辺直一郎  
紹介議員 小柳 收衛君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第二三四三三号 昭和四十一年五月九日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都品川区五反田二ノ三四一 谷健蔵外七名  
紹介議員 集谷 要君

今国会に提出されている租税特別措置法、所得税法の一部など不動産に関する税制改正案のうち、長期譲渡所得の課税方式の改正に関する項並びに居住用財産買換え制度の廃止に関する項を削除されたい。

理由  
本改正案は、政府の地価抑制策に逆行し、不動産流通の円滑化を著しく阻害するものである。

一、長期譲渡所得の課税方式の改正(税の引上げ)は、土地所有者の譲渡意欲を阻害することにより土地の入手難を招くとともに、増税分は地価に転かされ、需給のひびく、地価の高騰に拍車をかける結果となることは明らかである。

二、居住用財産買換え制度の廃止は、土地建物の買換えを困難にし、正常な流通を阻害し、且つ人口の過度集中による弊害を促進せしめる事態を招くことは明白である。(改正案添付)

この請願の趣旨は、第二三四三三号と同じである。

第二三八〇号 昭和四十一年五月九日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷七五 堀口 熊五郎外七名  
紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第二三四三三号と同じである。

第二三八一〇号 昭和四十一年五月九日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都杉並区西荻窪北三ノ一四ノ五 稲留淳平外七名  
紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第二三四三三号と同じである。

第二四二七号 昭和四十一年五月十日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 大阪市浪速区戎本町一ノ六 山田 晁三外七名  
紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第二三四三三号と同じである。

第二四二八号 昭和四十一年五月十日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都新宿区柏木一ノ九三第一富士ビル内東京都宅地建物取引業協会内 佐々木義夫外七名  
紹介議員 日高 広為君

この請願の趣旨は、第二三四三三号と同じである。

第二四二九号 昭和四十一年五月十日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願(三通)  
請願者 東京都杉並区西荻窪北三ノ一四ノ五 稲留淳平外九名  
紹介議員 草葉 隆國君

第二四三〇号 昭和四十一年五月十日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願(五通)  
請願者 東京都渋谷区中通三ノ四八 鈴木秀作外十一名  
紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二四三二号 昭和四十一年五月十日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 神戸市生田区楠町三ノ四〇 美安休蔵  
紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二四七七号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都目黒区中目黒中根一ノ一ノ七 野田嘉六外七名  
紹介議員 大谷 實雄君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二四七八号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都世田谷区経堂町二〇〇 楠田胤成外七名  
紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二四七九号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都墨田区千歳町三ノ三 内田喜公外七名  
紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二四八〇号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市本町一ノ二三 永野茂一外七名  
紹介議員 赤岡 文三君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二四八一号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都江東区亀戸町六ノ三九 山本文一外七名  
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二四八二号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 富山市常盤町八ノ三 内山敬治外七名  
紹介議員 稲浦 鹿藏君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二五三〇号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都昭島市玉川町二ノ九 西村卯喜雄外七名  
紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二五三二号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町二ノ五ノ八 村上寛之丞外七名  
紹介議員 劍木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二五三三号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ一〇 社団法人不動産協会理事長 江戸英雄外六名

紹介議員 植木 光教君  
この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二五三三三号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願  
請願者 東京都西多摩郡秋多町野辺四六二 加藤遜後外七名  
紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二五四二号 昭和四十一年五月十一日受理  
土地対策のための税制改正に関する請願(九通)  
請願者 東京都台東区根岸一ノ三ノ九 渡辺新吉外十五名  
紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二三五五号 昭和四十一年五月九日受理  
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(四通)  
請願者 東京都港区麻布田島町五六城南建設企業組合理事長 稲葉定雄外三名  
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四三二一号 昭和四十一年五月十日受理  
平安基金積立の立法化に関する請願  
請願者 東京都世田谷区東玉川町一八〇 社団法人入達社会長 松下正寿外二名  
紹介議員 近藤 鶴代君

明治百年祭記念事業として、平安基地(一名ひのまる貯金)積立の立法化を左記要領により実施されたい。

一、国民の世襲財産として三十五年間に三十兆円を蓄積することを目標とし、全国民が一日一円の積立てを行なう一方、国及び地方自治体がこれと同額を拠出して助成すること。  
二、基金は、元本の増殖に支障をきたさない限度において、左記の目的に使用すること。

- 1 生命科学研究所の創設(趣意書添付)
  - 2 全国的温泉保養所設置
  - 3 平安都市の建設
  - 4 教育費の個人負担分に対する肩代わり
  - 5 ハタラクエン(八達楽園)の設置
  - 6 海外医療協力並びに経済開発等理由
- 社会保障制度を充実して現下の国民の生活難を解消し、また低開発国援助というわが国の先進国としての役割を遂行し、まして国内的国際的平和を確保するためには、一個の生命体たる国家の全体的調和の重要であることの認識の上に立つて、民力を増強して国民の担税力を高めることが必要である。

第十六号中正誤

ベシ 段行 誤 正  
二 階層 階層  
九一三 以下 以下の  
一〇三二 次に 「次に  
二五三 末 税化 税強化  
一七四 五 きたが きた  
シ 終わり 所得 所得

第十七号中正誤

ベシ 段行 誤 正  
六二三 ますの ますので  
九一〇 達用 適用  
シ 終わり 歳出を 歳出と

第十九号中正誤

ベシ 段行 誤 正  
二 終わり 困乱 混乱  
二 終わり 無効 有効  
三 終わり 生ず 生ずる  
ハ 終わり 三分の一 三分の一



昭和四十一年六月二日印刷

昭和四十一年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局